

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和5年11月27日

名古屋地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 名古屋地方検察庁 令和5年第2号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和5年11月27日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
令和3年8月頃から同4年2月頃までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容
北原洸希を構成員とする犯行グループが、警察官を装い、被害者からキャッシュカードを窃取し、そのキャッシュカードを使用して現金自動預払機から現金を引き出して窃取した行為（主な犯行態様については、4(1)、(2)を参照のこと）
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項（検察官が把握しているもの）
 - (1) 被告人らが支給対象犯罪行為において使用した主な警察署の名称及び警察官の氏名
 - ア 警察署の名称 荒川警察署、小金井警察署、浦和警察署、下谷警察署
 - イ 警察官の氏名 トオヤマ、ツダ、サカタ、キシダ、オオタ ユウキ、オオタ ユキ
 - (2) 主な犯行態様

ア 警察官を装って、被害者方に電話をかけ、被害者名義の銀行口座が振り込め詐欺に不正利用されている旨嘘を言う。

イ 警察官を装った者が、被害者方に赴き、キャッシュカードを封筒に入れて保管する必要がある旨嘘を言って、被害者からキャッシュカードを受け取った上、「被害者救済法申請書」と題する書面に、被害者の氏名、生年月日、金融機関、口座名義人、口座番号、暗証番号を記入させる。その際、あらかじめトランプカードを入れて底部を開放するなどの細工をした封筒内にキャッシュカードを入れ、同封筒内を通過させて自己のかばん内に落とし入れる方法でキャッシュカードを窃取する。

ウ 上記イの方法で入手したキャッシュカードを使用し、現金自動預払機から現金を引き出して窃取する。

5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金133万8486円

6 支給申請期間 令和5年11月27日から令和6年1月26日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 名古屋地方裁判所

(2) 裁判年月日 令和4年11月25日

(3) 確定年月日 令和4年12月10日

(4) 被告人の氏名 北原 洗希

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、共犯者と共謀の上、窃取したキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、

共犯者が、令和4年1月18日から同年2月13日までの間、東京都内、福島県内及び埼玉県内に設置された現金自動預払機に、警察官を装って窃取したキャッシュカードを挿入して同機を作動させ、現金合計899万7000円を引き出して窃取した。

(罪名) 窃盗

8 この公告に関する問い合わせ先 (申請書の提出窓口)

〒460-8523 名古屋市中区三の丸4丁目3番1号 名古屋地方検察庁 被害回復事務担当
電話番号 052-951-1490 (直通)

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に名古屋地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます (提出先は記8のとおり)。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内 (送達を受けた日の翌日から起算します。) に、国 (代表者は法務大臣となります。) を被告として、名古屋地方裁判所に提起しなければなりません。